

寒川町個人情報保護条例一部改正等の報告

- ① 寒川町個人情報保護条例一部改正等の概要 (P 1 ~ 4)
- ② 寒川町個人情報保護条例一部改正新旧対照表 (P 5 ~ 14)
- ③ 寒川町個人情報保護条例 (改正後全文) (P 15 ~ 40)
- ④ 寒川町個人情報保護条例施行規則一部改正新旧対照表
(P 41 ~ 46)
- ⑤ 寒川町個人情報保護条例施行規則 (改正後全文) (P 47 ~ 58)
- ⑥ 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例
(P 59 ~ 61)
- ⑦ 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則
(P 62・63)
- ⑧ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律 (抜粋) (P 64 ~ 72)

*様式については、改正されたもののみ添付しています。



寒川町個人情報保護条例一部改正等の概要

改正の理由

平成25年5月に「行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」とします。）が制定され、社会保障・税番号制度の導入が決定しました。これにより、国民全員に12桁の個人番号（マイナンバー）が付番され、社会保障、税及び災害対策の分野において、国や地方公共団体等が保有する個人情報の照会及び提供ができるようになります。

番号法では個人番号の不正利用を防ぐため、個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」と定義し、国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部を読み替えて、利用範囲を限定するなど厳格な保護措置を定めていますが、地方公共団体の個人情報保護条例は、国の法律の適用外にあることから、条例改正を行って、国と同等の取り扱いを確保する必要が生じました。

寒川町個人情報保護条例 主な改正の内容

(1)用語の定義

- 「個人情報」の定義を番号法に合わせて改正しました。
番号法では、個人情報を「生存する個人に関する情報」と定義していて、町条例の「個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）」という定義と異なることから、番号法に合わせるため、「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」として、個人事業主や法人役員の情報も含めることとしました。
- 「特定個人情報」の定義を追加しました。
特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことです。
- 「情報提供等記録」の定義を追加しました。
情報提供等記録とは、国や地方公共団体が特定個人情報のやりとりをする際に、そのやりとりをした事実を記録した記録のことです。
- 「保有特定個人情報」の定義を追加しました。
保有特定個人情報とは、町職員が職務上作成又は取得した特定個人情報で、町が保有する公文書に記録されているもののことです。

(2) 取り扱い規定の整備

個人情報と特定個人情報とでは取り扱いが異なるため、番号法に合わせて改正しました。取り扱いの違いについては、次の表のとおりです。

項目（条文）	個人情報	特定個人情報	
			情報提供等記録
目的外利用 (第9条及び 第9条の2)	次の場合にのみできる。 ① 法令等の規定に基づくとき ② 本人の同意に基づくとき ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないとき ④ 審議会の意見を聴いた上で必要があると認められたとき	次の場合にのみできる。 個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき	目的外利用を禁止する。
提供 (第9条)	上記に同じ。	番号法で限定的に認められた場合のみ提供できる。	
開示・訂正・ 利用停止の請求権者 (第14条・第21条・第24条)	本人・法定代理人	本人・法定代理人・任意代理人	利用停止はできない。
訂正 (第23条の2)	/		保有する特定個人情報を訂正したときは、総務大臣、情報照会者又は情報提供者に通知する。
利用停止 (第24条)	条例の規定に反して個人情報が扱われていたときは、利用停止を請求できる。	左記に加えて、番号法に反する場合も利用停止を請求できる。	利用停止の請求はできない。
適用除外 (第39条)	他の法令等による開示の実施を優先する。	他の法令等による開示の実施を妨げない。	

寒川町個人情報保護条例施行規則 主な改正の内容

●本人確認書類として、個人番号カードを追加しました。

●様式の改正

個人情報取扱事務登録簿（第1号様式）の「個人情報の項目名」の欄に「個人番号」のチェック欄を追加しました。

自己情報の開示請求書（第2号様式）・訂正請求書（第9号様式）・利用停止請求書（第12号様式の2）に、「本人の委任による代理人」のチェック欄を追加しました。

寒川町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例及び同施行規則の制定の内容

番号法では、個人番号の利用は社会保障、税及び災害対策の分野における行政事務が対象ですが、地方公共団体が実施するこれらに類推する事務についても、条例を定めることにより個人番号の利用が可能となっています（独自利用事務といいます）。

そこで、町では、町民生活における福祉の向上や行政サービスの効率化を考慮し、次の3つの事務に個人番号を利用することとしました。

- ① 重度障害者等の医療費の助成に関する条例による重度障害者等の医療費の助成に関する事務
- ② 小児医療費の助成に関する条例による小児の医療費の助成に関する事務
- ③ ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務

本条例及び同施行規則は、上記3つの独自利用事務に行うにあたり、必要な事項を定めたものです。

条例の構成

- | | |
|-----|--|
| 第1条 | 趣旨 |
| 第2条 | 用語の定義（番号法の定義によるとします。） |
| 第3条 | 町の責務 |
| 第4条 | 個人番号の利用範囲
第1項では、個人番号の独自利用を行う事務を別表第1に掲げて規定します。
第2項では、事務処理に必要な特定個人情報を別表第2に掲げ |

て規定します。

第3項では、実施機関内部での情報連携を規定します。

第4項では、実施機関内部の情報連携により特定個人情報を利用できる場合は、この特定個人情報と同内容の情報を含む書面の提出があったとみなすことを規定します。

第5条 委任（詳細は規則に委任して定めると規定します。）

施行規則の構成

第1条 趣旨

第2条 条例別表第1の規則で定める事務

事務の詳細は、医療費助成の申請及び決定事務と規定します。

第3条 条例別表第2の規則で定める事務及び情報

利用する特定個人情報の詳細について規定します。

第4条 補足

寒川町個人情報保護条例新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で<u>個人情報</u>の保護</p> <hr/> <p>が重要であることにかんがみ、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もつて基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて<u>個人</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で<u>個人情報</u>(<u>個人情報に該当しない特定個人情報を含む。</u>以下この条において同じ。)の保護が重要であることにかんがみ、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もつて基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>特定個人情報</u> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) <u>情報提供等記録</u> 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6) <u>保有特定個人情報</u> 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(実施機関の責務)</p> <p>第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて<u>個人</u></p>

情報の保護に

努めるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意職啓発に努めなければならない。

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、個人情報の保護の

重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本町の施策に協力しなければならない。

2 (略)

～略～

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う
事務

(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

～略～

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報

を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでな

情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意職啓発に努めなければならない。

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、個人情報(個人情報に
該当しない特定個人情報を含む。以下こ

この条において同じ。)の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本町の施策に協力しなければならない。

2 (略)

～略～

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報(個人情報
に該当しない特定個人情報を含む。以下

この条において同じ。)を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

～略～

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)

を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでな

い。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(加える)

～略～

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報

_____について適正な維持管理を行わなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報 _____

_____の内容をみ

い。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

～略～

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)について適正な維持管理を行わなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の内容をみ

だりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(自己情報の開示請求権)

第14条 何人も、自己に関する保有個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の

_____開示(保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

3 実施機関は、開示の請求があつたときは、第19条に規定する方法により当該開示の請求に係る保有個人情報 _____ の
_____の開示をしなければならない。

4・5 (略)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第14条の2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報 _____

_____が存在しているか否かを答えるだけで、前条第4項各号を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(開示の請求の手続)

だりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(自己情報の開示請求権)

第14条 何人も、自己に関する保有個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この

項において同じ。)の開示(保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、前項の規定による開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

(1) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る保有特定個人情報

3 実施機関は、開示の請求があつたときは、第19条に規定する方法により当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次項及び第5項において同じ。)の開示をしなければならない。

4・5 (略)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第14条の2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)が存在しているか否かを答えるだけで、前条第4項各号を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(開示の請求の手続)

第15条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報

_____を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(開示の請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、前条第1項及び第2項の規定による開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して15日以内(前条第3項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、当該開示の請求に係る保有個人情報

_____を開示する旨又はしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(保有個人情報の存否応答拒否及び不存在の通知)

第16条の2 実施機関は第14条の2の規定により保有個人情報

_____の存否を明らかにしないときは、開示の請求があつた日から起算して15日以内に、当該保有個人情報の存否を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

2 (略)

～略～

(第三者の保護)

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る保有個人情報

第15条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)

_____を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(開示の請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、前条第1項及び第2項の規定による開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して15日以内(前条第3項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)

_____を開示する旨又はしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

2・3 (略)

(保有個人情報の存否応答拒否及び不存在の通知)

第16条の2 実施機関は第14条の2の規定により保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下

この条において同じ。)の存否を明らかにしないときは、開示の請求があつた日から起算して15日以内に、当該保有個人情報の存否を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

2 (略)

～略～

(第三者の保護)

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)

_____に国等及び請求者以外の者(以下この条、第28条第2項及び第3項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 (略)

(開示の方法)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により開示の請求に係る保有個人情報

_____の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の開示をするものとする。

2～4 (略)

～略～

(自己情報の訂正請求権)

第21条 何人も、自己に関する保有個人情報

_____について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 (略)

(訂正の請求の手続)

第22条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報

_____を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(訂正の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定は除く。)による訂正の請求があつたときは、当該訂正の請求があつた日から起算して30

以下この条において同じ。)に国等及び請求者以外の者(以下この条、第28条第2項及び第3項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 (略)

(開示の方法)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同

じ。)の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の開示をするものとする。

2～4 (略)

～略～

(自己情報の訂正請求権)

第21条 何人も、自己に関する保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 (略)

(訂正の請求の手続)

第22条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同

じ。)を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(訂正の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定は除く。)による訂正の請求があつたときは、当該訂正の請求があつた日から起算して30

日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該訂正の請求に係る保有個人情報

_____を訂正する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2~4 (略)

(加える)

(自己情報の利用停止請求権)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報

_____次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1)~(3) (略)

(加える)

日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該訂正の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を訂正する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2~4 (略)

(情報提供等記録の提供先への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(自己情報の利用停止請求権)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のい

ずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1)~(3) (略)

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2

の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。

(利用停止の請求の手続)

第25条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る保有個人情報を

管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(保有個人情報の利用停止義務)

第26条 実施機関は、利用停止の請求があつた場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報

の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。

(利用停止の請求の手続)

第25条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(保有個人情報の利用停止義務)

第26条 実施機関は、利用停止の請求があつた場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を

及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止の請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、第25条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定を除く。)による利用停止の請求があつたときは、当該利用停止の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該利用停止の請求に係る保有個人情報

_____、
_____を利用停止する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2～4 (略)

(不服申立てがあつた場合の手續)

第28条 (略)

2 前項の規定により諮問した実施機関は、不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問した旨を書面により通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 保有個人情報 _____

_____の開示に反対の意思を表示している第三者が不服申立人である場合は、請求者

3 (略)

～略～

(適用除外)

第39条 (略)

2 第14条から第20条まで及び第28条から第35条までの規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の公文書の写しの交付の手續が定められているときその他第19条第1項又は第2項に規定する方法

及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止の請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、第25条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定を除く。)による利用停止の請求があつたときは、当該利用停止の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を利用

停止する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2～4 (略)

(不服申立てがあつた場合の手續)

第28条 (略)

2 前項の規定により諮問した実施機関は、不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問した旨を書面により通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の開示に反対の意思を表示している第三者が不

服申立人である場合は、請求者

3 (略)

～略～

(適用除外)

第39条 (略)

2 第14条から第20条まで及び第28条から第35条までの規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の公文書の写しの交付の手續が定められているときその他第19条第1項又は第2項に規定する方法

による個人情報 _____ の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。

3・4 (略)

(出資法人の責務等)

第40条 町が出資する法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、個人情報 _____

_____ の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

～略～

による個人情報 (特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)の開示の手続が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。

3・4 (略)

(出資法人の責務等)

第40条 町が出資する法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、個人情報 (個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次項において同じ。)の

取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

～略～

附 則

この条例は、番号法施行の日(平成27年10月5日)から施行する。

○寒川町個人情報保護条例

平成11年12月21日条例第25号

改正 平成12年3月27日条例第2号

平成12年12月19日条例第30号

平成17年9月27日条例第20号

平成21年3月27日条例第2号

平成22年3月23日条例第3号

平成27年10月1日条例第15号

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 実施機関等の義務(第6条—第13条の2)

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権(第14条—第27条)

第4章 不服申立て(第28条)

第5章 個人情報保護審査会(第29条—第35条)

第6章 個人情報保護制度運営審議会(第36条—第38条)

第7章 雑則(第39条—第42条)

第8章 罰則(第43条—第46条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護が重要であることにかんがみ、本町の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることに

より、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もつて基本的
人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ
による。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(個人が営む事業に関して記録された情報に含ま
れる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含ま
れる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含
まれる氏名、生年月日その他の記述等特定の個人を識別することができるもの(他
の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるも
のを含む。)をいう。
- (2) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつ
て、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有し
ているものをいう。ただし、公文書(寒川町情報公開条例(平成11年条例第24号)
第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の
目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することが
できるように体系的に構成したものをいう。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定
する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された
特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情
報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関

が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(7) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(8) 事業者 事業を営む法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

(9) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

ア 専ら文章を作成するための処理

イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理

ウ 製版その他の専ら印刷物を制作するための処理

エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意職啓発に努めなければならない。

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する本町の

施策に協力しなければならない。

2 町長は、事業者に対して個人情報の適正な取扱いについて指導又は助言することができる。

(町民の役割)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることにより、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 実施機関等の義務

(取扱いの制限)

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ寒川町個人情報保護制度運営審議会(第36条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業(以下「事務事業」という。)の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教

(2) 人種及び民族

(3) 犯罪歴

(4) 前3号に掲げるもののほか、基本的人権を損なうおそれのある事項

(個人情報取扱事務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報記録から検索し得る個人の類型
- (5) 前号の個人の類型ごとの次の事項

ア 個人情報を取り扱う目的

イ 個人情報の項目名及び前条各号に掲げる事項に関する個人情報を取り扱うときは、その根拠

ウ 個人情報の収集先及び収集の方法

エ 電子計算機処理の有無

オ 個人情報を利用する範囲、個人情報を提供するときは提供する範囲及び提供する個人情報の項目名並びに第10条第1項に規定するオンライン結合による提供の有無

2 前項の公文書には、次に掲げるものは含まない。

- (1) 本町の機関又は国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
- (2) 本町の機関の職員(職員であつた者を含む。)の人事、給与その他の勤務条件に関するものが記録されたもので実施機関が定めるもの
- (3) 一般に入手し得る刊行物等

3 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

4 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を

述べることができる。

- 5 実施機関は、第3項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う目的(以下「取扱目的」という。)を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づき収集するとき。
 - (2) 本人の同意に基づき収集するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき。
 - (5) 本人から収集することにより、本町の機関又は国等の機関が行う当該事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当の理由があることを審議会の意見を聴いた上で実施機関が認めて収集するとき。
- 4 実施機関は、前項第3号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る取扱目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

- 5 法令等の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第2号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

- 2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当する場合において保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この

条において同じ。)を自ら利用することができる。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)について適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 保有個人情報のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。

- 2 実施機関は、保存する必要のなくなつた保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報管理責任者を定めるものとする。

(職員の義務)

第12条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(受託者等の責務)

第13条 実施機関から個人情報を取扱う業務を受託した者は、当該受託業務において、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者等の責務)

第13条の2 個人情報の取扱いを伴う業務を行う指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、当該業務において、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権

(自己情報の開示請求権)

第14条 何人も、自己に関する保有個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)の開示(保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

- 2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、前項の規定による開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。
- (1) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)
 - (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る保有特定個人情報
- 3 実施機関は、開示の請求があつたときは、第19条に規定する方法により当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次項及び第5項において同じ。)の開示をしなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示の請求に係る保有個人情報について開示をすることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報の開示をしないことができる。
- (1) 開示の請求の対象となつた保有個人情報に開示の請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を害することになると認められるとき。
 - (2) 開示の請求の対象となつた保有個人情報に法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を害することになると認められるとき。
 - (3) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
 - (4) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が本町の機関内部若しくは機関相互又は本町の機関と国等の機関との間における審議、検討、協議(以下この号において「審議等」という。)に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、

当該審議等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

- (5) 開示の請求の対象となつた保有個人情報がある本町の機関又は国等の機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であつて、請求者に開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。
- (6) 個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、請求者に開示をしないことが必要と認められるとき。
- (7) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が法令等の定めるところにより明らかに本人に開示をすることができないとされているとき。

5 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に前項各号のいずれかに該当することにより開示をしないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とが併せて記録されている場合において、当該開示をしないことができる個人情報の部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該開示をしないことができる個人情報が記録されている部分を除き、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第14条の2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)が存在しているか否かを答えるだけで、前条第4項各号を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(開示の請求の手續)

第15条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示の請求をしようとする者の氏名及び住所

- (2) 開示の請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る保有個人情報の本人であること又は代理権を有する者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対して相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示の請求に対する決定等)

- 第16条 実施機関は、前条第1項及び第2項の規定による開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して15日以内(前条第3項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、当該開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を開示する旨又はしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該開示の請求があつた日から起算して30日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の場合において、保有個人情報を開示しない旨の決定(第14条第5項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の一部について開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(保有個人情報の存否応答拒否及び不存在の通知)

第16条の2 実施機関は第14条の2の規定により保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の存否を明らかにしないときは、開示の請求があつた日から起算して15日以内に、当該保有個人情報の存否を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報が存在しないときは、開示の請求があつた日から起算して15日以内に、請求者に当該保有個人情報が存在しない旨を書面により通知しなければならない。

(開示の請求の特例)

第17条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示の請求があつたときは、速やかに当該保有個人情報を開示する旨の決定をし、第19条に規定する方法により開示をするものとする。

(第三者の保護)

第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)に国等及び請求者以外の者(以下この条、第28条第2項及び第3項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、当該保有個人情報を開示する旨の決定(第14条第5項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の一部について開示しないこととする場合の当該部分以外の部分の開示をする旨の決定を含む。以

下「開示の決定」という。)をするときは、開示の決定日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに反対の意思を表示した第三者に開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により開示の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の開示をするものとする。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 公文書のうち文書又は図画に記録されている個人情報 当該公文書の閲覧又は写しの交付

(2) 公文書のうち電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法

3 実施機関は、保有個人情報の開示をする場合であつて、前項第1号に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものの閲覧により開示することができる。

4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける際に実施機関が定める書類を提示しなければならない。

(費用負担)

第20条 前条第2項及び第3項に規定する方法により開示するときは、当該開示に係る手数料は、無料とする。

2 開示の請求に係る公文書(前条第3項の規定により公文書を複写したものを含む。)

の写し等の作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(自己情報の訂正請求権)

第21条 何人も、自己に関する保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)について事実には誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正の請求」という。)について準用する。

(訂正の請求の手続)

第22条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正の請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正の請求について準用する。

(訂正の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定は除く。)による訂正の請求があつたときは、当該訂正の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該訂正の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を訂正する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をした上で訂正の請求をした者に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、速やかに訂正の請求をした者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第16条第2項の規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第1項」と、「開示の請求」とあるのは「訂正の請求」と、「30日」とあるのは「60日」と読み替えるものとする。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第23条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(自己情報の利用停止請求権)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき又は第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- (3) 第11条第2項の規定に違反して保存されているとき 当該保有個人情報の消去

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項

において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。

(利用停止の請求の手続)

第25条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止の請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項及び第3項の規定は、利用停止の請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第26条 実施機関は、利用停止の請求があつた場合において、当該利用停止の請求に

理由があると認めるときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止の請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、第25条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定を除く。)による利用停止の請求があつたときは、当該利用停止の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該利用停止の請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を利用停止する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をした上で利用停止の請求をした者にその旨及び利用停止の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用停止しない旨の決定をしたときは、速やかに利用停止の請求をした者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 第16条第2項の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第1項」と、「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「30日」とあるのは「60日」と読み替えるものとする。

第4章 不服申立て

(不服申立てがあつた場合の手続)

第28条 実施機関は、第16条第1項、第23条第1項又は前条第1項の決定(以下「開示決

定等」という。)について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく寒川町個人情報保護審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

2 前項の規定により諮問した実施機関は、不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問した旨を書面により通知しなければならない。

(1) 請求者が不服申立人である場合は、当該不服申立てに係る開示の決定について反対の意思を表示している第三者

(2) 保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の開示に反対の意思を表示している第三者が不服申立人である場合は、請求者

3 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る保有個人情報を開示しない旨の決定を変更して行う開示の決定(第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 個人情報保護審査会

(審査会)

第29条 前条第1項の不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて審査するため、寒川町個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 審査会の委員は、個人情報保護制度に関する見識を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから町長が委嘱する。

- 4 審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、再任されることができる。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 審査会の会議は、非公開とする。

(審査会の権限等)

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対してその提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 3 実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人(審査会の許可を得て、又は審査会の求めに応じて審査会の会議に参加する利害関係人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めること、適当と認める者に対してその知つている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は次条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。
- 6 審査会は、前条第1項の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の事項

について、実施機関に対し意見を述べることができる。

(1) 個人情報保護に関する事項であつて、審査を通じて、意見を述べる必要があると認められた事項

(2) 審査に関する事項

7 この条から第34条までの規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(意見の陳述)

第31条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭により意見を述べる機会を与えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により意見の陳述の機会を与えられた不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第32条 不服申立人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。

この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第33条 不服申立人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第34条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 審査会は、諮問に対する答申をする場合において、必要があると認めるときは、当

該諮問をした実施機関に対し、当該答申に関連する個人情報保護に関する事項について必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 3 実施機関は、前項の規定による求めに応じ、措置を講じたときはその旨を、措置を講じないときはその旨及び理由を、遅滞なく、審査会に通知するものとする。

(委任)

第35条 その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 個人情報保護制度運営審議会

(運営審議会)

第36条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、寒川町個人情報保護制度運営審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、実施機関に意見を述べるすることができる。
- 3 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 4 審議会の委員は、町民及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会の委員は、再任されることができる。

(審議会の権限)

第37条 審議会は、調査審議を行うため必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、実施機関の職員その他関係者に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(委任)

第38条 その他審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(適用除外)

第39条 第2章から前章までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報、同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報並びに同法第29条第1項の規定により行政機関(同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。)が提供を受けた行政記録情報(同条第10項に規定する行政記録情報をいう。)に含まれる個人情報
- (2) 図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、図画等に記録されている個人情報
- (3) 町史編さんを目的として管理されている歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報

2 第14条から第20条まで及び第28条から第35条までの規定は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の公文書の写しの交付の手續が定められているときその他第19条第1項又は第2項に規定する方法による個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)の開示の手續が定められているときにおける個人情報の開示については、適用しない。

3 第21条から第23条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正の手續が定められているときにおける個人情報の訂正については、適用しない。

4 第24条から第27条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止の手續が定められているときにおける個人情報の利用停止については、適用しない。

(出資法人の責務等)

第40条 町が出資する法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、個人

情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次項において同じ。)の取扱いに関し実施機関に準じた保護措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人に対してその保有する個人情報の取扱いについて指導又は助言するよう努めなければならない。

(運用状況の公表)

第41条 実施機関は、毎年、この条例の運用の状況について、一般に公表するものとする。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第43条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) 実施機関の職員又は職員であつた者
- (2) 第13条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者
- (3) 第13条の2第2項の業務に従事している者又は従事していた者

- 2 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- 3 第1項に規定する個人情報ファイル及び前項に規定する保有個人情報には、指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱うものを含む。

第44条 実施機関の職員が、その職務を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第45条 第29条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第46条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第6条ただし書、第8条第3項第5号及び第4項ただし書並びに第9条第1項第4号及び第2項ただし書中審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第32条から第34条までの規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第7条第3項の規定中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは「について、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

- 3 この条例の施行の際最初に委嘱される審査会の委員及び審議会の委員の任期は、第25条第4項又は第32条第5項の規定にかかわらず当該委嘱の日から平成15年3月31日までとする。

附 則 (平成12年3月27日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月19日条例第30号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8章の規定は平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前にされた個人情報の開示及び訂正の請求、不服申し立て並びに是正の申出については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月27日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日条例第15号)

この条例は、番号法施行の日 (平成27年10月5日) から施行する。

(系)

第1号様式(第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿

機関名	部名	登録番号	年月日	年月日	年月日	
登録年月日	開始年月日	年月日	変更年月日	年月日	年月日	
登録主管課等						
所管課等						
個人情報取扱事務	名称					
	目的					
根拠法令等						
個人情報取扱事務登録簿から検索し得る個人の類型						
使用する主な	1	2				
個人情報記録	3	4				
(文書等の名称・件名)	5	6				
個人情報項目名	基本項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	個人番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所・電話番号 本籍地 国籍 続柄	健康・病歴 障害 身体状況 精神状況 その他	親族関係 婚姻歴 家族状況 居住状況 趣味 その他	学業・学歴 職業・職歴 地位 資格 成績・評価 賞罰 その他	資産状況 収入状況 納税状況 取引状況 その他	意見・要望 相談内容 顔写真 その他
個人情報を取り扱う目的						
思想、信条等の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他(基本的人権を損なうおそれのある事項) <input type="checkbox"/> 無					
取扱い根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>(法令等の名称)</small> <input type="checkbox"/> 審議会意見()					
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(根拠: 条第8条第3項第 号()該当) <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他()					
個人情報を提供する範囲	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(根拠: 条第8条第3項第 号()該当) <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他() <small>(項目名)</small>					
個人情報を提供する項目名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他(基本的人権を損なうおそれのある事項) <input type="checkbox"/> 無					
電子計算機の処理の備考	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> オンラインによる提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 審議会意見()					

個人情報取扱事務登録簿

機関名	町長	部名	登録番号
-----	----	----	------

個人情報取扱事務登録簿から検索し得る個人の類型						
使用する主な	1	2				
個人情報記録	3	4				
(文書等の名称・件名)	5	6				
個人情報項目名	基本項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	個人番号 氏名 性別 生年月日・年齢 住所・電話番号 本籍地 国籍 続柄	健康・病歴 障害 身体状況 精神状況 その他	親族関係 婚姻歴 家族状況 居住状況 趣味 その他	学業・学歴 職業・職歴 地位 資格 成績・評価 賞罰 その他	資産状況 収入状況 納税状況 取引状況 その他	意見・要望 相談内容 顔写真 その他
個人情報を取り扱う目的						
思想、信条等の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他(基本的人権を損なうおそれのある事項) <input type="checkbox"/> 無					
取扱い根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>(法令等の名称)</small> <input type="checkbox"/> 審議会意見()					
個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(根拠: 条第8条第3項第 号()該当) <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他()					
個人情報を提供する範囲	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(根拠: 条第8条第3項第 号()該当) <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他() <small>(項目名)</small>					
個人情報を提供する項目名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他(基本的人権を損なうおそれのある事項) <input type="checkbox"/> 無					
電子計算機の処理の備考	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> オンラインによる提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 審議会意見()					

(旧)

第2号様式(第6条関係)

自己情報の開示請求書		年 月 日
(あて先) 寒川町長		氏 名
		住 所
		電話番号
寒川町個人情報保護条例第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり個人情報開示の請求を前		
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送を希望します。)	
開示の請求に係る個人情報特定するに足りる事項	(開示の請求をしたい個人情報の概要を具体的に記入してください。)	
代理人が開示の請求しようとする場合における本人の未成年者等の別	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他	
公文書等を管理している主管課等		
備考		
処 理 欄		

- 注意 1 本欄内をご記入ください。
- 2 のある欄は、該当する内にレ印を記入してください。
- 3 請求の際には、自動車運転免許証など本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 4 代理人が請求する場合は、3の書類のほか、本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

(新)

第2号様式(第8条関係)

自己情報の開示請求書		年 月 日
(あて先) 寒川町長		氏 名
		住 所
		電話番号
寒川町個人情報保護条例第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり個人情報開示の請求を前		
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送を希望します。)	
開示の請求に係る個人情報特定するに足りる事項	(開示の請求をしたい個人情報の概要を具体的に記入してください。)	
代理人が開示の請求しようとする場合における本人の未成年者等の別	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> その他	
公文書等を管理している主管課等		
備考		
処 理 欄		

- 注意 1 本欄内をご記入ください。
- 2 のある欄は、該当する内にレ印を記入してください。
- 3 請求の際には、自動車運転免許証など本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 4 代理人が請求する場合は、3の書類のほか、本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

(旧)

第9号様式(第16条関係)

自己情報の訂正請求書		年 月 日
(あて先) 寒川町長		氏 名
		住 所
		電話番号
寒川町個人情報保護条例第21条第1項(第2項において準用する第14条第2項)の規定により、次のとおり個人情報情報の訂正を請求します。		
訂正の請求に係る個人情報特定するに足りる事項	(訂正の請求をしたい個人情報特定できるように、公文書等の件名又は訂正したいと思う事項の概要を具体的に記入してください。)	
訂正を求め箇所及び訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
代理人が訂正の請求しようとする場合における本人の未成年者等の別	<input type="checkbox"/> 未成年者	<input type="checkbox"/> 成年被後見人
	<input type="checkbox"/> 未成年者	<input type="checkbox"/> その他
公文書等を管理している主管課等		
備 考		
処 理 欄		

- 注意 1 太線枠内をご記入ください。
- 2 のある欄は、該当する内にレ印を記入してください。
- 3 請求をする際には、次に掲げるものの提出又は提示が必要です。
- (1) 訂正の内容が事実であることを証明する書類
- (2) 自動車運転免許証など本人であることを確認するために必要な書類
- 4 代理人が請求する場合は、3の書類のほか、本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

(新)

第9号様式(第16条関係)

自己情報の訂正請求書		年 月 日
(あて先) 寒川町長		氏 名
		住 所
		電話番号
寒川町個人情報保護条例第21条第1項(第2項において準用する第14条第2項)の規定により、次のとおり個人情報情報の訂正を請求します。		
訂正の請求に係る個人情報特定するに足りる事項	(訂正の請求をしたい個人情報特定できるように、公文書等の件名又は訂正したいと思う事項の概要を具体的に記入してください。)	
訂正を求め箇所及び訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
代理人が訂正の請求しようとする場合における本人の未成年者等の別	<input type="checkbox"/> 未成年者	<input type="checkbox"/> 成年被後見人
	<input type="checkbox"/> 未成年者	<input type="checkbox"/> その他
公文書等を管理している主管課等		
備 考		
処 理 欄		

- 注意 1 太線枠内をご記入ください。
- 2 のある欄は、該当する内にレ印を記入してください。
- 3 請求をする際には、次に掲げるものの提出又は提示が必要です。
- (1) 訂正の内容が事実であることを証明する書類
- (2) 自動車運転免許証など本人であることを確認するために必要な書類
- 4 代理人が請求する場合は、3の書類のほか、本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

(10)

第12号様式の2(第18条の2関係)

自己情報の利用停止請求書		年	月	日	
(おて先) 寒川町長		氏名			
		住所			
		電話番号			
寒川町個人情報保護条例第24条第1項(第2項において準用する第14条第2項)の規定により、次のとおり個人情報情報の利用停止を請求します。					
利用停止の請求に係る個人情報特定するに足りる事項	(利用停止の請求をしたい個人情報特定できるように、公文書等の件名又は訂正したいと思う事項の概要を具体的に記入してください。)				
	箇所				
利用停止を求めらる箇所及び利用停止の内容	内容				
	□利用の停止 □提供の停止 □消去				
代理人が訂正の請求しようとする場合における本人の未成年者等の別	□未成年者 □成年被後見人 □その他				
	備考				
公文書等を管理している主官職等					
備考					
処理欄					

注意 1 太枠内をご記入ください。
 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
 3 請求をする際には、自動車運転免許証など本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
 4 代理人が請求する場合は、3の書類のほか、本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

(新)

第12号様式の2(第18条の2関係)

自己情報の利用停止請求書		年	月	日	
(おて先) 寒川町長		氏名			
		住所			
		電話番号			
寒川町個人情報保護条例第24条第1項(第2項において準用する第14条第2項)の規定により、次のとおり個人情報情報の利用停止を請求します。					
利用停止の請求に係る個人情報特定するに足りる事項	(利用停止の請求をしたい個人情報特定できるように、公文書等の件名又は訂正したいと思う事項の概要を具体的に記入してください。)				
	箇所				
利用停止を求めらる箇所及び利用停止の内容	内容				
	□利用の停止 □提供の停止 □消去				
代理人が訂正の請求しようとする場合における本人の未成年者等の別	□未成年者 □成年被後見人 □その他				
	備考				
公文書等を管理している主官職等					
備考					
処理欄					

注意 1 太枠内をご記入ください。
 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
 3 請求をする際には、自動車運転免許証など本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
 4 代理人が請求する場合は、3の書類のほか、本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

○寒川町個人情報保護条例施行規則

平成11年12月21日規則第28号

改正 平成12年3月27日規則第6号

平成17年3月25日規則第6号

平成17年9月27日規則第16号

平成21年6月23日規則第16号

平成22年3月23日規則第9号

平成27年10月4日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第7条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、第1号様式とする。

(個人情報取扱事務から除かれる公文書)

第4条 条例第7条第2項第1号及び第2号に規定する公文書で実施機関が定めるものは、次に掲げる公文書とする。

(1) 条例第7条第2項第1号関係

ア 本町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「本町等」という。)の職員の職務の遂行に関して設置され、本町等の職員で構成される会議の構成員の名簿

イ 本町等の職員の職務に係る研修に関して作成された名簿

ウ 本町の機関の職員の身分証明書、立入検査証、徴税吏員証等特定の職務に従

事する職員であることを証する書類の交付台帳

エ 庁内の会議室の利用申込書等実施機関の組織内部又は本町等の機関相互の申込手続等に使用される書類

オ 時間外(休日)勤務命令簿兼週休日振替簿、旅行命令簿等定められた様式により作成され、専ら本町等の職員の職務の遂行に関する個人情報に登録された書類

カ その他上記に類する公文書

(2) 条例第7条第2項第2号関係

ア 人事台帳等本町の機関の職員(職員であつた者を含む。以下同じ。)の人事に関するものが記録された書類

イ 職員給与台帳等本町の機関の職員の給与又は手当に関するものが記録された書類

ウ 健康診断実施関係書類等本町の機関の職員の衛生管理に関するものが記録された書類

エ その他上記に類する公文書

(個人情報管理責任者)

第5条 条例第11条第3項の個人情報管理責任者は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。

(1) 寒川町職員の職の設置等に関する規則(昭和46年寒川町規則第8号)第3条第1項の課長並びに同規則第4条第1項の専任主幹及び専任技幹

(2) 寒川町消防本部の組織に関する規則(昭和46年寒川町規則第3号)第5条第1項の課長及び寒川町消防署の組織に関する規程(昭和49年寒川町消防本部訓令第1号)第2条第1項の署長

(開示請求書の記載事項等)

第6条 条例第15条第1項の請求書は、自己情報の開示請求書(第2号様式)とする。

2 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項は、代理人が開示の請求をしようとする場合における本人の未成年者、成年被後見人又はその他の別並びに代理人の氏名及び住所とする。

(本人確認に必要な書類等)

第7条 条例第15条第2項(第22条第3項及び第25条第2項において準用する場合を含む。)の保有個人情報の本人であること又は代理権を有する者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券、個人番号カードその他これらに類するものとして町長が認める書類
- (2) 代理人による請求の場合は、前号に規定する書類のほか、当該代理人が代理権を有することを証明する書類

2 条例第19条第4項の当該開示を受ける際に実施機関が定める書類は、自己情報の開示決定通知書(第3号様式)又は自己情報の部分開示決定通知書(第4号様式)及び前項第1号又は第2号に規定する書類とする。

(開示の請求に対する決定の通知)

第8条 条例第16条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報を開示する旨の決定 自己情報の開示決定通知書(第3号様式)
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 自己情報の部分開示決定通知書(第4号様式)
- (3) 保有個人情報を開示しない旨の決定 自己情報の不開示決定通知書(第5号様式)

(開示の請求に対する決定期間延長の通知)

第9条 条例第16条第2項の規定による通知は、自己情報の開示決定期間延長通知書(第6号様式)により行うものとする。

(保有個人情報の存否応答拒否及び不存在の通知)

第10条 条例第16条の2第1項の規定による通知は、自己情報の存否応答拒否通知書(第6号様式の2)により、同条第2項の規定による通知は、自己情報の不存在通知書(第7号様式)により行うものとする。

(開示の請求の特例)

第11条 条例第17条第1項の規定により口頭で開示の請求ができる保有個人情報を定めたときは、その内容を告示するとともに、町の広報紙に掲載するものとする。

(第三者への決定通知)

第12条 条例第18条第2項後段の規定による通知は、第三者関係個人情報の開示決定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(開示の方法等)

第13条 条例第19条第2項又は第3項の規定により公文書の閲覧をする者(以下「閲覧者」という。)は、町長が指定する日時及び場所において閲覧しなければならない。

2 前項の場合において、閲覧者は、公文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 町長は、前2項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対しては、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(電磁的記録の公開の方法)

第13条の2 条例第19条第2項第2号に規定する実施機関の定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、町長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写した物の交付

(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を町長が保有するプログラム(電子計算

機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)を使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写した物の交付(郵便等による請求等)

第14条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をしようとする者は、入院中、歩行困難その他やむを得ない理由があると町長が認めるときは、別に定めるところにより、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便でその請求若しくは申出をし、又は保有個人情報の開示を受けることを申し出ることができる。

(公文書の写しの交付)

第15条 公文書の写しの交付部数は、当該請求に係る公文書等1件につき1部とする。

(訂正請求書の記載事項等)

第16条 条例第22条第1項の請求書は、自己情報の訂正請求書(第9号様式)とする。

2 第6条第2項の規定は、条例第22条第1項第4号の実施機関が定める事項について準用する。

(訂正の請求に対する決定の通知)

第17条 条例第23条第2項の規定による通知は、自己情報の訂正決定通知書(第10号様式)により、同条第3項の規定による通知は、自己情報の不訂正決定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(訂正の請求に対する決定期間延長の通知)

第18条 条例第23条第4項において準用する条例第16条第2項の規定による通知は、自己情報の訂正決定期間延長通知書(第12号様式)により行うものとする。

(利用停止の請求書の記載事項等)

第18条の2 条例第25条第1項の請求書は、自己情報の利用停止請求書(第12号様式の2)とする。

2 第6条第2項の規定は、条例第25条第1項第4号の実施機関が定める事項について準用する。

(利用停止の請求に対する決定の通知)

第18条の3 条例第27条第2項の規定による通知は、自己情報の利用停止決定通知書(第12号様式の3)により、同条第3項の規定による通知は、自己情報の利用不停止決定通知書(第12号様式の4)により行うものとする。

(利用停止の請求に対する決定期間延長の通知)

第18条の4 条例第27条第4項において準用する条例第16条第2項の規定による通知は、自己情報の利用停止決定期間延長通知書(第12号様式の5)により行うものとする。

(諮問の通知)

第19条 条例第28条第2項の規定による通知は、諮問報告通知書(第13号様式)により行うものとする。

(出資法人)

第20条 条例第40条の町が出資する法人で規則で定めるものは、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの全額を出資している法人とする。

(個人情報の運用状況の公表)

第21条 条例第41条の規定による運用状況の公表は、町の広報紙及びホームページに掲載して行うものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(取消訴訟等の提起に関する事項の教示に関する経過措置)

2 この規則の施行前にされた処分については、行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成16年法律第84号)による改正後の行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条の規定による取消訴訟等の提起に関する事項の教示は、適用しない。

(残存用紙の使用)

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。

附 則(平成17年9月27日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月23日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月23日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年10月5日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

(残存用紙の使用)

2 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調整された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。

第1号様式 (第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿

機関名		部 名		登録番号	-	
登録年月日	年 月 日	開始年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
登録主管課等						
所管課等						
個人情報 取扱事務	名 称					
	概 目	的				
	要	根拠法令等				

個人情報記録から検索し得る個人の類型		の個人情報				
使用する主な 個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	2			3	
	4	5			6	
	7	8			9	
個人情報 項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 ()
個人情報を取り扱う目的						
思想、信条等の 個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 <input type="checkbox"/> 無	取 扱 根 拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> () <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条 例 第 6 条		
個人情報の収集先 及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外〔根拠：条例第8条第3項第 号()該当〕 (<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他()			条 例 第 8 条		
個人情報を利用する範囲	<input type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名)			条 例 第 9 条		
個人情報を提供する範囲及び 提供する項目名	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他() (項目名)			条 例 第 9 条		
電子計算機 処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	オンライン結合 による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見) <input type="checkbox"/> 無	条 例 第 10 条		
備考						

(継続用紙)

個人情報取扱事務登録簿

機関名	町長	部名	登録番号
-----	----	----	------

個人情報記録から検索し得る個人の類型		の個人情報				
使用する主な個人情報記録 (文書等の名称・件名)	1	2				
	3	4				
	5	6				
個人情報項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・本籍地 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 精神状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談内容 <input type="checkbox"/> 顔写真 <input type="checkbox"/> その他 ()
個人情報を取り扱う目的						
思想、信条等の個人情報の取扱い		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他基本的人権を損なうおそれのある事項 <input type="checkbox"/> 無	取扱根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <small>法令等の名称</small> () <input type="checkbox"/> 審議会意見()	条例第6条	
個人情報の収集先及び収集の方法		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(根拠; 条例第8条第3項第 号() 該当) <input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> その他()			条例第8条	
個人情報を利用する範囲		<input type="checkbox"/> 所管課等のみ <input type="checkbox"/> 所管課等以外(課等名)			条例第9条	
個人情報を提供する範囲及び提供する項目名		<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 都道府県 <input type="checkbox"/> 他の市町村 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 他の個人 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> その他() [項目名]				
電子計算機処理の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供	<input type="checkbox"/> 有(審議会意見) <input type="checkbox"/> 無	条例第10条	
備考						

第2号様式（第6条関係）

<p>自己情報の開示請求書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(あて先) 寒川町長</p>	
<p>氏 名</p>	
<p>住 所</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>寒川町個人情報保護条例第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。</p>	
<p>開示の方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（<input type="checkbox"/> 郵送を希望します。）</p>
<p>開示の請求に係る個人情報 を特定するに足る事項</p>	<p>（開示の請求をしたい個人情報が特定できるように、公文書等の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記入してください。）</p>
<p>代理人が開示の請求をしようとする 場合における本人の未成年者等の別</p>	<p><input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>公文書等を管理している 主管課等</p>	
<p>備 考</p>	
<p>処 理 欄</p>	

- 注意
- 1 太線枠内をご記入ください。
 - 2 のある欄は、該当する内にレ印を記入してください。
 - 3 請求の際には、自動車運転免許証など本人であることを確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
 - 4 代理人が請求する場合は、3の書類のほか、本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

第9号様式（第16条関係）

<p>自 己 情 報 の 訂 正 請 求 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(あて先) 寒 川 町 長</p>	
<p>氏 名 住 所</p>	
<p>電話番号</p>	
<p>寒川町個人情報保護条例第21条第1項（第2項において準用する第14条第2項）の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。</p>	
<p>訂正の請求に係る 個人情報を特定 するに足りる事項</p>	<p>(訂正の請求をしたい個人情報が特定できるように、公文書等の件名又は訂正したいと思う事項の概要を具体的に記入してください。)</p>
<p>訂正を求める箇所 及び訂正の内容</p>	<p>訂正前</p>
	<p>訂正後</p>
<p>代理人が訂正の請求をしようとする 場合における本人の未成年者等の別</p>	<p><input type="checkbox"/>未成年者 <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/>その他</p>
<p>公文書等を管理し ている主管課等</p>	
<p>備 考</p>	
<p>処 理 欄</p>	

- 注意
- 1 太線枠内をご記入ください。
 - 2 のある欄は、該当する内にレ印を記入してください。
 - 3 請求をする際には、次に掲げるものの提出又は提示が必要です。
 - 剥 訂正の内容が事実であることを証明する書類
 - 秤 自動車運転免許証など本人であることを確認するために必要な書類
 - 4 代理人が請求する場合は、3の書類のほか、本人との関係を確認するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

第12号様式の2 (第18条の2関係)

自 己 情 報 の 利 用 停 止 請 求 書		
年 月 日		
(あて先) 寒 川 町 長		
氏 名 住 所		
電話番号		
寒川町個人情報保護条例第24条第1項(第2項において準用する第14条第2項)の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。		
利用停止の請求に係る個人情報を特定するに足りる事項	(利用停止の請求をしたい個人情報が特定できるように、公文書等の件名又は訂正したいと思う事項の概要を具体的に記入してください。)	
利用停止を求める箇所及び利用停止の内容	箇 所	
	内 容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止 <input type="checkbox"/> 消去
代理人が訂正の請求をしようとする場合における本人の未成年者等の別	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人 <input type="checkbox"/> その他	
公文書等を管理している主管課等		
備 考		
処 理 欄		

- 注意
- 1 太線枠内をご記入ください。
 - 2 のある欄は、該当する内にレ印を記入してください。
 - 3 請求をする際には、次に掲げるものの提出又は提示が必要です。
 - 剥 訂正の内容が事実であることを証明する書類
 - 秤 自動車運転免許証など本人であることを確認するために必要な書類
 - 4 代理人が請求する場合は、3の書類のほか、本人との関係を確認するために必要

寒川町条例第 号

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の右欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
 - 3 町長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用

して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和48年寒川町条例第7号)による重度障害者等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成7年寒川町条例第7号)による小児の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年寒川町条例第23号)によるひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例による重度障害者	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

	等の医療費助成に関する事務であ って規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報
2 町長	寒川町小児の医療費の助成に関する 条例による小児の医療費助成に 関する事務であって規則で定める もの	次に掲げる情報であって規則で定め るもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報 (6) ひとり親家庭等医療関係情報 (7) 児童手当関係情報
3 町長	寒川町ひとり親家庭等の医療費助 成に関する条例によるひとり親家 庭等の医療費助成に関する事務で あって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定め るもの (1) 地方税関係情報 (2) 国民健康保険関係情報 (3) 後期高齢者医療保険関係情報 (4) 障害福祉関係情報 (5) 自立支援関係情報 (6) 児童扶養手当関係情報

寒川町規則第 号

寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年寒川町条例第号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和48年寒川町条例第7号)による重度障害者等の医療費の助成対象者の申請及び決定に関する事務とする。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成7年寒川町条例第7号)による小児の医療費の助成対象者の申請及び決定に関する事務とする。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年寒川町条例第23号)によるひとり親家庭等の医療費助成対象者の申請及び決定に関する事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、前条第1項に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は、地方税法(昭和25年法律第226号)その他地方税に関する法律に基づく寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律192号)に規定する国民健康保険

被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）、寒川町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年寒川町条例 8 号）に規定する後期高齢者医療保険被保険者の資格に関する情報（以下「後期高齢者医療保険関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者福祉手帳又は児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者等の資格に関する情報（以下「障害福祉関係情報」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する自立支援医療受給者の資格に関する情報（以下「自立支援関係情報」という。）とする。

2 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務は、前条第 2 項に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、後期高齢者医療保険関係情報、障害福祉関係情報、自立支援関係情報、寒川町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例に規定するひとり親家庭等医療費の助成対象者の資格に関する情報及び児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）に規定する支給の認定に関する情報とする。

3 条例別表第 2 の 3 の項の規則で定める事務は、前条第 3 項に規定する事務とし、同項の規則で定める情報は、地方税関係情報、国民健康保険関係情報、後期高齢者医療保険関係情報、障害福祉関係情報、自立支援関係情報及び児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に規定する支給の認定に関する情報とする。

（補則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

（平成二十五年五月三十一日）

（法律第二十七号）

（目的）

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。
- 3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保

護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

- 5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 6 この法律(第四十五条第四項を除く。)において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項(以下「カード記録事項」という。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。)により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。
- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

- 13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第二十七条及び附則第二条において同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。
- 15 この法律において「法人番号」とは、第五十八条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

(基本理念)

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。
 - 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
 - 三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。
 - 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること。
- 2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

- 3 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないように配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。
- 4 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

- 2 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(事業者の努力)

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

～略～

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うことと

されている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

～略～

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき(第十号に規定する場合を除く。)
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- 六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」

という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百七十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報を特定個人情報保護委員会に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所にお

ける手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第五十三条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(収集等の制限)

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。

～略～

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- 三 特定個人情報の項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- 一 第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。
- 三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 四 第三十条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

～略～

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

～略～

マイナンバーの利用範囲

別表第一(第9案関係)

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付に関する事務

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

年金分野

労働分野

福祉・医療その他分野

税分野

災害対策分野